

## 令和6年度千葉県児童相談所第三者評価業務委託企画提案募集要項

### 1 業務名

令和6年度千葉県児童相談所第三者評価業務委託

### 2 業務内容

「令和6年度千葉県児童相談所第三者評価業務委託仕様書」に記載のとおり

### 3 業務の実施方法

企画提案を募り、審査・選考を経て1団体を決定し、業務を委託する。

### 4 応募資格

応募者は次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 福祉サービス等の第三者評価業務において実績を有し、確実に業務を遂行できる能力を有していること。  
なお、実績は、過去2年間以内に2箇所以上とする。
- (2) 事業の適正な遂行に必要な組織・人員を有していること。
- (3) 定款又は規約等を有し、責任者が明確であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とした団体でないこと。

### 5 応募期限等

- (1) 応募期限 令和6年7月22日（月）午後5時（必着）
- (2) 応募方法 持参又は郵送（FAX、メールでの応募は不可）
- (3) 提出物 企画提案書一式（各正本1部、副本6部）  
「7 応募書類」にそって作成すること。
- (4) 提出先 「12 問合せ先・提出先」のとおり

### 6 質問受付・回答

- (1) 本件に関する質問については、様式6を用いて提出すること。  
ただし、受付期限を過ぎた質問、指定する方式によらない質問、及び提案の状況、選定委員名等に関する質問は受け付けない。
- (2) 受付期限：令和6年7月16日（火）午後5時（必着）
- (3) 回答方法：質問に対する回答は、千葉県ホームページに公表する。  
なお、質問内容によっては、回答しないことがある。
- (4) 質問先：「12 問合せ先・提出先」のとおり

### 7 応募書類

- (1) 提出書類は次の通りとし、サイズはA4（A3折込み可）とする。  
ア 企画提案応募書 様式1  
イ 企画提案書 様式2  
ウ 予算見積書 様式3  
エ 事業者調書 様式4  
オ 実施体制調書 様式5  
カ その他 提案に必要な添付資料
- (2) 提出部数  
正本1部、副本6部

### 8 審査・選考方法

- (1) 選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行い、最も当事業の実施に適した提案団体を選定する。

(2) 選定委員会（企画提案書・プレゼンテーション・ヒアリング）は令和6年7月31日に実施する予定。なお、詳細については、企画提案者に別途通知する。

(3) 審査基準

以下の審査基準により総合的に評価し選定する。

審査項目	審査基準
企画提案内容	事業の趣旨を理解した提案となっているか。
	適正な評価を可能とする日程構成となっているか。
	提案者の有するノウハウを生かし、優位性のある事業内容となっているか。
	業務の改善につながる評価方法の提案となっているか。
業務遂行能力	業務を確実に遂行するだけの十分な体制があるか。
所要経費	経費の算定根拠が明確に示されているか。提案内容の費用対効果は高いか。

(4) 選定結果は、応募者全員に郵送で通知する。

## 9 委託契約

選考により決定した企画案の提出者と協議の上、事業実施に係る委託契約を締結する。

(1) 契約期間

契約締結日から令和7年3月25日まで

(2) 委託料の上限

2,662千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 契約に当たっての主な留意事項

ア 提案書の提出及び選定委員会の開催は提案内容及び応募団体の審査・選定のためのものであり、また、選定は提案内容をそのまま了承するものではないこと。

イ 契約に当たっては、千葉県財務規則第99条の規定により、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めること。なお、契約保証金は免除する場合がある。

ウ 本件受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の一部の再委託について書面により県の承諾を得たときはこの限りではない。

## 10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 「4 応募資格」のない者。

イ 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。

ウ 同一のプロポーザルに対して、自己の他、他人の代理人を兼ねて提案したとき。

エ 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。

オ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。

カ 金額、所在地、氏名、印影の誤脱、又は認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。

キ その他、提示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。

## 11 その他

ア 企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。

イ 提出された書類等は返却しない。

ウ 提出された書類等は千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示する場合がある。

- エ 提出された書類等を必要に応じて複写することがあるが、使用は県庁内及び選定委員会での検討に限る。
- オ 提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行うこととする。
- カ 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 12 問合せ先・提出先

千葉県健康福祉部児童家庭課 児童相談所改革室

「児童相談所第三者評価」担当

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電話：043-223-3634 FAX：043-224-4085

メールアドレス：katei8@mz.pref.chiba.lg.jp